

○京都府立大学大学院外国人留学生規程

(平成20年京都府立大学規程第50号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学大学院学則(平成20年京都府立大学規則第2号。以下「大学院学則」という。)第20条第4項の規定により、外国人留学生(以下「留学生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 留学生の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第3条 留学生として入学することができる者は、博士前期課程にあつては大学院学則第14条各号、博士後期課程にあつては大学院学則第15条各号のいずれかに該当する者とする。

(出願の承認)

第4条 留学生としての入学を出願しようとする者は、その専攻しようとする研究科の研究科会議又は研究科教授会(以下「研究科会議等」という。)の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、別に定める書類を入試部長に提出しなければならない。

3 入試部長は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、当該書類を提出した者(次項において「本人」という。)の履歴等を点検し、当該書類をその専攻しようとする研究科の研究科会議等に回付する。

4 研究科会議等は、前項の規定により書類の回付を受けたときは、担当の教員を定め、必要に応じ本人を面接して、人物、学業に関する意欲等を確認することにより、第1項の承認の可否を決定し、その内容を出願可否判定表(別記様式)により入試部長に通知する。

(出願手続)

第5条 前条の規定により出願の承認を受けた者は、次に掲げる書類を提出して、学長に入学の出願を行わなければならない。

(1) 入学願書

(2) 出身の大学卒業証明書(卒業見込者にあつては、卒業見込証明書)又は大学院修士課程修了証明書(修了見込者にあつては、修了見込証明書)及び成績証明書

(3) 自国の政府、大使館又は領事館が発行した身分証明書又は推薦書

(4) その他専攻しようとする研究科の研究科会議等が必要と認める書類

(入学選考)

第6条 留学生として入学を志望する者に対する選考は、各研究科の研究科会議等が定めるところにより行う。

2 前項の選考に当たっては、入学定員、教員組織、施設、設備等を勘案するものとする。

(入学許可)

- 第7条** 留学生としての入学の許可は、前条の選考の結果に基づき、学長が行う。
- 2 入学を許可された者は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書を提出しなければならない。

(入学考査料、入学料及び授業料)

- 第8条** 入学考査料、入学料及び授業料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程(平成20年京都府公立大学法人規程第24号)の定めるところによる。
- 2 前項に定めるもののほか、授業に必要があるときは、その経費の全部又は一部を負担させることができる。

(除籍)

- 第9条** 学長は、留学生が修学に適さないと認めるとき又は理由なく授業料を納めないときは、その者を除籍することができる。

(学位の授与)

- 第10条** 学長は、留学生として博士前期課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に、修士の学位を授与する。
- 2 学長は、留学生として大学院に5年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、博士の学位を授与する。

(諸規程の準用)

- 第11条** この規程に定めるもののほか、留学生については、本学の諸規程を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 文学研究科、福祉社会学研究科、人間環境科学研究科及び農学研究科については、この京都府立大学大学院外国人留学生規程の施行の日前に当該研究科に在学する者が在学する限り、京都府公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い廃止された京都府立大学大学院外国人留学生規程(平成8年京都府立大学訓令第8号)の規定中、学位の授与に関する部分は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式 外国人留学生入学特別選考 出願可否判定表

研究科	専攻		課程
フリガナ 氏名	男女	生年月日 年齢	国籍

調査・面接結果について

項 目	評 価 及 び 選 考 結 果
学歴・職歴	
日本語能力等	
本学志望動機（専門分野）	
学業、研究達成の見込み	
その他 特記事項	

担当教員名

所属講座名（ ）

出願対象者について、次のとおり判定したので通知します。

入 試 部 長 様

年 月 日

出願の可否

可 否

学部・研究科長